

次世代育成支援対策推進法に基づく広島大学の行動計画（第6期）

広島大学は、教職員の仕事と子育ての両立を推進するとともに、職場全体をより働きやすい環境に整えるべく、「次世代育成支援対策推進法に基づく広島大学の行動計画」を次のように策定します。

1. 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 仕事と育児の両立支援制度の周知と意向確認等を行い、制度の利用を促進する。

<対策>

（令和7年4月～）

- 妊娠・出産の申出時に、育児休業制度等の個別周知・育児休業（出生時育児休業を含む。以下同じ。）取得の意向確認を行う。
- 管理職向けの情報発信を行い、部下への周知や声掛けを促す。

（令和7年10月～）

- 2歳の子を持つ教職員に、柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知・利用の意向確認を行う。
- 妊娠・出産の申出時や2歳の子を持つ教職員に、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮を行う。

目標2 男性の育児休業取得率を25%程度にする。

<対策>

（令和7年4月～）

- 男性が利用できる子育て支援制度を積極的に発信し、利用を促す。
- 育児休業を取得した男性教職員をロールモデルとして紹介する。
- 育児休業取得者や両立支援制度の利用者をまじえて、育児中・育児予定の教職員同士が交流できる機会を提供する。

目標3 教職員一人当たりの各月ごとの所定外労働時間数を7.5時間未満とする。

<対策>

※教職員は、フルタイム勤務の者を指す

（令和7年4月～）

- 学内会議等での所定外労働時間数の実績報告を継続して行い、意識を高める。
- 業務量が偏らないよう、管理職による面談などにより、業務分担の見直しを適時行う。
- 移動に伴う時間の削減や、時間の計画的配分による業務の効率化のため、テレワークやオンライン会議を継続して推進する。
- 時間外の会議やミーティングの自粛に努める。